

資料3-1	令和7年3月19日
	第32期青少年問題協議会第7回定例協議会・ 第6期第4回子ども・子育て会議・ 第4期第6回子どもの権利委員会 合同会議

## 豊島区社会的養育推進計画の策定について

令和6年10月に素案を取りまとめ、11月にパブリックコメントの実施及び子ども文教委員会への報告を行った「豊島区社会的養育推進計画」（「豊島区子ども・若者総合計画」の別冊として位置付け）について、パブリックコメントの結果等を踏まえ、1月に児童福祉審議会より答申を受けたため、以下のとおり報告する。

### 1 計画策定の経過

- 令和6年1月 児童福祉審議会本委員会において諮問
- 4月～ 児童福祉審議会臨時部会において審議（12月まで7回）
- 10月 素案取りまとめ
- 11月 パブリックコメント実施、議会報告（子ども文教委員会）
- 12月 計画案取りまとめ
- 令和7年1月 児童福祉審議会本委員会において計画案を答申
- 2月 議会報告（子ども文教委員会）
- 3月 計画策定
- 4月 公表

### 2 計画の内容

別紙「豊島区社会的養育推進計画（案）」（概要版及び全文）のとおりに

### 3 児童養護施設等の誘致について

区内における社会的養育の体制を整備するための児童養護施設等の誘致については、児童相談所の設置と並行して検討を行ってきたが、本計画策定の検討と併せて、施設のあり方の検討についても児童福祉審議会に諮問し、令和7年1月に、「区における社会的養育の各側面における現状と課題、求められる資源を踏まえると、里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましい」との答申を得た。

上記の経緯を踏まえ、区内への児童養護施設等の誘致方針を決定し、令和7年度から施設内容等の具体化に向けた調査を開始する。

### 4 パブリックコメントの実施結果について

#### (1) 実施概要

- ①募集期間：令和6年11月1日から令和6年11月29日まで
- ②募集方法：広報としま令和6年10月21日号、区ホームページに掲載
- ③閲覧場所：子育て支援課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、  
区ホームページ
- ④結果公表：令和7年4月1日

## (2) 実施結果

①受付件数：1件（電子メール）

②意見件数：6件

※複数のご意見をいただいたため、受付件数と意見件数は一致しない。

## (3) ご意見の概要と区の考え方

意見 No.	該当項目	意見概要	区の考え方
1	第3章（3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組）	子どもを措置する時と同様、家庭復帰の過程も丁寧に進める必要がある。里親家庭であれば、子どもの意見、里親の意見、実親の意見を丁寧に時間をかけて聞き取りながら、そのタイミングをはかる必要がある。里親が、突然一方的に子どもを引き上げられたと感じるようなことのないような配慮が必要である。	措置解除にあたっては、子ども自身だけでなく、実親や里親等も含めた、各関係者が協同して進めていくことが大切です。特に、里親委託不調や、急な事情により措置解除を余儀なくされる場合でも、丁寧に行政の説明責任を果たすとともに、里親が次の委託に前向きになれるよう、心理ケアにも力を注いでいく必要があると考えています。ご意見を踏まえ計画への記載を行います。
2	第3章（5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組）	子どもの最善の利益を追求し、虐待を受けた子どもたちが、地域から切り離されることなく同じ学校に通えるように、やむを得ない場合を除き、豊島区の里親に措置することを第一としてほしい。そのためには区内の里親を増やす必要がある。	子どもにとって、区外の施設への措置等による転校等の環境の変化は心理的に大きな負担となる可能性があります。社会的養護が必要な状況になった児童にあっても、登校が可能な児童には、できる限り、これまでの通学環境を保障するため、区では「1小学校区2家庭」の里親数を整備することを目標としていきます。ご意見を踏まえ計画への記載を行います。
3	第3章（5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組）	長期に預かる里親だけでなく、いわゆる「3 日里親」や「週末里親」を制度として確立し、予防的に家庭を見守る体制を作ることが、子どもを長く措置することになるよりコストも少なく済むと思う。	家庭への支援として、ショートステイ事業を実施しており、今後も重点を置いて事業を展開し、予防的効果の拡充を図っていきます。また、短期で受け入れ可能な里親を整備することにより、長期間の受託が難しい場合であっても生活に合わせた受託が可能となるよう、里親の裾野を広げていきたいと考えています。ご意見を踏まえ計画への記載を行います。

4	第3章(5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組)	慣れ親しんだ里親は子どもをサポートしてくれる大事な人的資源である。家庭復帰したら連絡が取れなくなるのではなく、里親との関係も継続できるように考えてほしい。里親や施設に子どもが措置された実親に対しても同様で、なるべく面会の機会をつくり、成人するまで社会的養護の下にあったとしても、その後の長い人生をサポートしてくれるであろう実親との関係を切らないようにしてほしい。	家庭復帰をした場合にあっては、里親も実親養育の支援者の一人として、措置解除後の子どもの成長を支えるサポーターとなりうるため、フォスタリング機関も活用した交流について、検討していきます。個別の事情により実家庭に家庭復帰できない場合であっても、子どもの意向等を踏まえながら親子交流を続けることで、お互いを認め合える関係となるよう援助を行っていきます。ご意見を踏まえ計画への記載を行います。
5	第3章(7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方)	児童養護施設も必要だと思う。これまでのような広大な敷地や大きな建物ではなく、グループホーム形式で、地域の民家を使って点在する施設が、社会的養護として望ましいと思う。また、児童養護施設でショートステイやトワイライトステイの受け入れができれば、区内の家庭が通いやすくて良いと思う。	区としても里親支援や地域の家庭支援機能を備えた家庭的環境の本体施設と、地域の戸建て住宅などを活用したグループホームの展開が望ましいと考えています。また、ショートステイ及びトワイライトステイ事業の実施は、一般家庭及び支援を必要とする家庭ともに、家庭養育を支援するために欠かせないものであると考えています。ご意見を踏まえ計画への記載を行います。
6	第3章(8 児童相談所の体制強化)	児童相談所の体制は、現在の児童福祉司等の人数では厳しいのではないかと思う。人材を増やし、一人当たりの受け持ちケース数を減らし、子どものために動く余裕のある体制を作ってほしい。	児童福祉の向上に係る新たな取組等、児童相談体制の強化・維持のためには人員体制の強化が必要不可欠です。特に、職員の支援や指導教育を担うスーパーバイザーの人材を確保するため、区としても計画に記載のとおり、東京都との連携も視野に中堅・ベテラン層の人材育成を強化し、安定した体制を築けるよう努めます。